

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

標章及びマスコット等の使用について

第1版（R8.4月）

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会

目次

- 1 標章及びマスコット等とは
- 2 使用できる標章等の申請先について①
- 3 使用できる標章等の申請先について②
- 4 公共目的・商業目的共に県委員会へ申請する組合せ例
- 5 公共目的は県委員会へ申請、商業目的はJSPO+県委員会へ申請する組合せ例
- 6 使用用途について
- 7 申請手続きについて
- 8 事例紹介
- 9 お問い合わせ先

1 標章及びマスコット等とは

※ 別添「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に係る標章及びマスコット等使用取扱規程（以下「規程」という。）参照

規程上の「標章及びマスコット等」とは、次に掲げるものをいいます。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会が定めるJAPAN GAMESマーク（J.G.マーク）

<J.G. マーク>



※J.G.マーク単体での使用は
推奨していません。

<ブランドロゴ>



ヨコ組み【推奨】

**JAPAN
GAMES**

タテ組み



**JAPAN
GAMES**

ロゴタイプ ←

※J.G.マークはJAPAN GAMESパートナー以外は商業目的使用できません。

【国民スポーツ大会開催基準要項第17条第5項】

大会に関する製作物等には、原則としてJAPAN GAMESブランドロゴまたはJAPAN GAMESマークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「JAPAN GAMESブランドアセットガイドライン」及び「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」によるものとする。

※「大会に関する製作物等」とは、開催主催者や競技会主催者が作成する看板等やプログラムであり、商業目的の製作物は含みません。

(2) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって、同一の呼称及び観念を生ずるもの。
またこれらの文字標章を含む結合語又は造語。

国民スポーツ大会

国スポ

JAPAN GAMES

【例】 第82回国民スポーツ大会
The 82nd JAPAN GAMES

(3) 大会愛称文字表記

信州やまなみ国スポ

信州やまなみ国スポ・全障スポ

信州やまなみ全障スポ

(4) 大会愛称ロゴ表記

信州やまなみ国スポ

信州やまなみ国スポ・全障スポ

信州やまなみ全障スポ

(5) 大会愛称ロゴ表記（大会名併記）



(6) スローガンロゴ・マスコット・山・開催年

行こう。それぞれの頂へ。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

これらの標章等を使用する際は用途（公共目的・商業目的）に関わらず、**申請手続き**が必要となります。
（次ページ参照）

なお、商業目的の使用の場合は、**使用料**の納付が必要になります。

2 使用できる標章等の申請先について①

※ 標章等をどのように使用するかによって申請先が異なります。

使用できる標章		公共目的申請先	商業目的申請先
(1) JSPOが定めるJAPAN GAMESマーク及びブランドロゴ			JSPO
(2) 「国民スポーツ大会」「国スポ」「JAPAN GAMES」及びこれらを含む結合語又は造語	<ul style="list-style-type: none"> ・国民スポーツ大会 ・国スポ ・JAPAN GAMES 	県委員会	JSPO
(3) 大会愛称文字表記	<ul style="list-style-type: none"> ・信州やまなみ国スポ ・信州やまなみ国スポ・全障スポ 		JSPO と県委員会
(4) 大会愛称ロゴ (県委員会が定める規定書体ロゴデザインのみ)	<p>行こう。それぞれの頂へ。</p> 		県委員会
(5) 大会愛称ロゴ (大会名併記)	<p>行こう。それぞれの頂へ。</p> 	JSPO と県委員会	
(6) スローガンロゴ・マスコット・山・開催年	<p>行こう。それぞれの頂へ。</p>  <p>※マスコットを商業目的で使用する際は県規程第7条第3項を遵守してください。</p>	県委員会	

※ 県委員会とは「信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会」を指します。以下同様。

3 使用できる標章等の申請先について②

公共目的・商業目的
共に県委員会へ申請

信州やまなみ国スポ・全障スポ

行こう。それぞれの頂へ。

信州やまなみ国スポ・全障スポ

行こう。それぞれの頂へ。

2028
信州やまなみ全障スポ

第27回全国障害者スポーツ大会



信州やまなみ
国スポ・全障スポ

2028

公共目的は県委員会
商業目的はJSP0 + 県委員会へ申請が必要



行こう。それぞれの頂へ。

2028
信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

行こう。それぞれの頂へ。

2028
信州やまなみ国スポ

第82回国民スポーツ大会



信州やまなみ
国スポ・全障スポ

2028

※ 「国民スポーツ大会」の文字の併用の商業目的利用は、JSP0への申請も必要となります。

※ 囲み線：JSP0への申請

4 公共目的・商業目的共に県委員会へ申請する組合せ例

信州やまなみ国スポ・全障スポ

信州やまなみ国スポ

信州やまなみ全障スポ

行こう。それぞれの頂へ。

信州やまなみ国スポ・全障スポ



行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ全障スポ

第27回全国障害者スポーツ大会

信州やまなみ全障スポ

第27回全国障害者スポーツ大会



NAGANO

信州やまなみ国スポ・全障スポ



NAGANO

信州やまなみ全障スポ



NAGANO

信州やまなみ国スポ

※【開催地+年号】【年号+開催地】は大会正式名称又は大会愛称と同一商品内で使用する
場合のみ使用可



行こう。
それぞれの頂へ。



信州やまなみ全障スポ

第27回全国障害者スポーツ大会



信州やまなみ
国スポ・全障スポ

信州やまなみ全障スポ

※マスコットを商業目的で使用する際は県規程第7条
第3項を遵守してください。

5 公共目的は県委員会へ申請、商業目的はJSPO+県委員会へ申請する組合せ例

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ

第82回国民スポーツ大会

信州やまなみ国スポ

※マスコットを商業目的で使用する際は県規程第7条第3項を遵守してください。

第82回国民スポーツ大会

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



信州やまなみ国スポ・全障スポ

※【開催地+年号】【年号+開催地】は大会正式名称又は大会愛称と同一商品内で使用する
場合のみ使用可



行こう。
それぞれの頂へ。



第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
信州やまなみ
国スポ・全障スポ



行こう。
それぞれの頂へ。



第82回国民スポーツ大会
信州やまなみ国スポ



※「国民スポーツ大会」の文字の併用の商業目的利用は、JSPOへの申請も必要となります。

※ 囲み線:JSPOへの申請

6 使用用途について

※ 何にどのように使用するかについて申請内容等が異なります。

公共目的の使用

- ・ 県委員会が使用する場合
 - 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会による広報
- ・ 国、地方自治体、JSP0、長野県内の各スポーツ協会、連盟に加盟する競技団体が使用する場合
 - 大会に対する理解や普及を図るため、普及資料等を展示すると認められたとき。
 - 出版物についての使用であって啓発内容を掲載すると認められるとき。
- ・ 報道機関等が報道目的で使用する場合
 - マスコミによる「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に係る報道等
- ・ その他県委員会が国民スポーツ大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合
 - 会期、開催地及び開催競技など事実関係に関する広報等

ただし、制作物、広報物全体として、特定の企業や団体のPRに繋がると判断される場合は、商業目的使用に該当する可能性があります。

商業目的の使用

【例】

* 広告使用 *

- ・ 企業や店舗の広告物に「信州やまなみ国スポ・全障スポ応援キャンペーン」の表記
- ・ 名刺に「信州やまなみ国スポ・全障スポ」ロゴを掲載 等
- ・ 新聞、広告紙等への広告掲載

* 商品化使用 *

- ・ 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」ロゴ、大会公式マスコット「アルクマ」等をパッケージにあしらった商品の販売
- ・ 商品名に「国民スポーツ大会」「国スポ」を用いたサービスや商品プラン等の販売 等

直接的に利益が出るもの以外でも、特定の企業や団体のPRに繋がると判断される場合は、商業目的使用に該当します。

※ 上記は一例です。詳しくは、規程第4条及び第5条をご参照ください。

7 申請手続きについて

※ 使用する標章等の内容により申請先、使用料の納入先が異なります。

商業目的の使用

※ P2～P3【標章及びマスコット等とは】の内容とあわせて御参照ください。

使用標章	①国スポ標章 【「1 標章及びマスコット等とは」(1)(2)】	②県委員会 標章・マスコット等 【「1 標章及びマスコット等とは」(4)】	③国スポ及び県委員会標章等 【「1 標章及びマスコット等とは」(3)(5)】
申請先	公益財団法人日本スポーツ協会 (JSPO)	県委員会	JSPO及び県委員会
使用料	JSPOへ納入 ※使用料率についてはJSPO HPの 「使用のガイドライン」を御参照ください。 https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid159.html	県委員会 使用料率 5%	JSPO及び県委員会 それぞれへ納入 ※左記参照
使用料の 免除	【広告使用】【商品化使用】 ・ JAPAN GAMESパートナーは免除	【広告使用】 ・ 協賛企業はカテゴリーに関わらず免除 ・ 県規程第10条第1項第1号～第2号に該当する者 【商品化使用】 JAPAN GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、 オフィシャルサポーターは免除	【広告使用】 JSPO及び県委員会 それぞれの免除対象 ※左記①②参照 【商品化使用】 JAPAN GAMESパートナーは免除
商品に ついて	・ 承認番号の明示 ・ 証紙シールの貼付	・ 許可番号の明示	・ JSPOからの承認番号の明示 ・ 証紙シールの貼付 ・ 県からの許可番号の明示



8 事例紹介

※ 未申請使用や類似標章の使用は、使用承認の取消、標章の使用停止及び使用に係る商品の回収、また、取消し等に伴う費用は使用者の負担となります。

詳しくは：JSP0「国民スポーツ大会関係標章に関する規定」第9条をご参照ください。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/koho_kyanpen/doc/kokuspo%20kitei.pdf

開催県や各競技会場等で実際に確認された違反事例

過去大会で確認された事例

【標章の未申請使用】

- 未申請の商品（箱菓子のパッケージに大会名・ロゴの掲載）が販売されていた。
- 未申請の商店街発行の「国体応援クーポン」が各所で配布されていた。
- 商業施設PRのチラシに、未申請で「頑張れ！●●国体（国スポ）・●●大会」表記されていた。
- 未申請で「国スポ限定」などのポップを掲出して販売していた。
- 新聞・広告紙等への広告掲載

【大会類似標章の使用】

- 「ALLJAPAN」「CHAMPIONSHIP IN ●●（開催地名）」など、大会の正式な標章を使用せず、大会類似標章を使用した商品を販売していた。

9 お問い合わせ先

- * 標章の申請から許可書の発行までは、一定の期間を要しますのでご了承ください。
- * 何かに取り組まれる際は、あらかじめご相談ください。

ご案内 HP 二次元コード

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会
(長野県観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局 総務企画課
広報・県民運動係)

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7440 / FAX 026-235-7451
E-mail koho2028@pref.nagano.lg.jp

信州やまなみ国スポ・全障スポ



<https://nagano2028.jp/license>

公益財団法人 日本スポーツ協会
ブランド戦略部 マーケティング戦略課

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 11階
TEL 03-6910-5804 / FAX 03-6910-5820
E-mail campaign@japan-sports.or.jp



<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid159.html>